

奈良県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和元年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
足立 忠彦	足立接骨院 桜井市大字三輪三九七―一五	平成三十一年三月二十九日
前田 顕利	からだ元気治療院大和高田店 大和高田市大字市場三五二	平成三十一年三月三十一日